平成２３年（フ）第１０２４号
名古屋市中村区荒輪井町２丁目18番地　市営荒輪井荘４棟714号
破産者　大橋　恭子
1　決定年月日　平成24年４月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２１３４号
愛知県春日井市牛山町字郷中1372　ガーデンハウス郷中Ｂ―105、住民票上の住所名古屋市千種区豊年町14番20号
破産者　酒井十九昭
1　決定年月日　平成24年４月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２５６１号
名古屋市熱田区大宝３丁目６番26号　シャンボール日比野304号
破産者　山本　達也
1　決定年月日　平成24年４月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２９４５号
名古屋市西区大野木５丁目223番地の１ラ・バレンシア202号、開始決定時の住所名古屋市中区葵２丁目13番30号　ＡｍａｒｅＡｏｉ305号
破産者　池田　和正
1　決定年月日　平成24年４月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第３１１７号
愛知県あま市下萱津山伏92番地　メゾン山伏305号
破産者　秋田　和夫
1　決定年月日　平成24年４月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第３１６５号
愛知県知多郡武豊町字小迎160番地１
破産者　小縣　直子
1　決定年月日　平成24年４月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第９号
名古屋市中川区高畑１丁目150番地　ヘーベルエスパスⅢ―105号
破産者　神之薗鮎馬
1　決定年月日　平成24年４月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第４９８号
大阪府泉南郡熊取町五月ヶ丘２丁目１番20号101、開始決定時大阪府泉南郡熊取町小谷南３丁目９番21号
破産者　川﨑　伸一
1　決定年月日　平成24年４月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第８２９号
大阪府泉北郡忠岡町忠岡北２丁目３番27号ベルトピア忠岡北Ｃ―305、開始決定時の住所大阪府和泉市肥子町２丁目９番８―６号
破産者　川﨑　佳之
1　決定年月日　平成24年４月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第９１８号
兵庫県芦屋市浜町８番22号、開始決定時の住所神戸市東灘区森北町６丁目２番67号
破産者　橋本　光夫
1　決定年月日　平成24年４月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１１４２号
神戸市東灘区西岡本７丁目３番10号
破産者　保田　良子
1　決定年月日　平成24年４月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１２６９号
神戸市兵庫区水木通３丁目１番10号　ハイツ水木202号室、従前の住所神戸市兵庫区兵庫町１丁目２番13号　サンシャイン兵庫301号
鷹島マリオ清広方
破産者　山下　勇郎
1　決定年月日　平成24年４月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第３０号
兵庫県赤穂郡上郡町大枝74番地
破産者　西村　邦子
1　決定年月日　平成24年４月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２４年（フ）第１８号
奈良県生駒市喜里が丘１丁目７番23号
破産者　池田　優美
1　決定年月日　平成24年４月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２３年（フ）第１４４４号
広島県福山市蔵王町１丁目４番４号
破産者　田口　晶一
1　決定年月日　平成24年４月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第５号
大分県宇佐市大字住江635番地の118、開始決定時の住所大分県宇佐市大字葛原202番地の５
破産者　東本　敏彦
1　決定年月日　平成24年４月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所中津支部破産再生係

平成２３年（フ）第１３８号
鹿児島県鹿児島市宇宿１丁目26番11号、開始決定時住所鹿児島県鹿児島市伊敷４丁目14番33号
破産者　山田　正夫
1　決定年月日　平成24年４月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第３１４号
青森市大字戸山字赤坂268番地196　県営住宅31―１―６
破産者　斎藤　　力
1　決定年月日　平成24年４月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所民事部破産係